

一般社団法人全国信用組合中央協会 御中

金融庁監督局長
栗田 照久

成年年齢引下げを踏まえた対応について（要請）

民法の改正により、本年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになります。

成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の若年者（以下「若年者」とする。）が積極的に社会の中で主体的な役割を果たし、社会に大きな活力をもたらすことが期待されます。一方で、若年者が過大な債務を負うことがないように、預金取扱金融機関においては、若年者に対する消費者向け貸付けを行う場合に特段の配慮をすることが重要です。

こうした中、令和4年1月7日に成年年齢引下げに関する関係閣僚会合（構成員：内閣総理大臣、金融担当大臣等）が開催され、若年者の消費者被害等を防止するための主な施策（別添1参照）が報告されました。

金融庁としては、令和4年2月17日付金監339号「成年年齢引下げを踏まえた対応について（要請）」において、若年者に対する消費者向け貸付けを行う場合には、経営陣の主導のもと、万全の態勢を構築し、適切に取り組んでいただくよう要請したところです。つきましては、今般貴協会において申し合わせを公表したことを踏まえ、下記の点について適切に取り組んでいただくよう改めて要請しますので、貴協会会員宛に周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

全国信用組合中央協会が令和4年2月25日付けで公表した申し合わせ「成年年齢引下げを踏まえた信用組合による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」（別添2参照）を遵守すること。

【全国信用組合中央協会の公表先リンク】

<https://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/news20220225.pdf>

以 上

若年者の消費者被害等を防止するための主な施策

これまでの取組 (～2021年12月)

施行までの取組 (2022年1月～2022年3月)

施行後の取組 (2022年4月～)

◆ 教育 —若者を狙った悪質商法等に対抗するための能力の獲得—

- 新学習指導要領の対象となっていない成年年齢引下げ対象者全員(2020・2021年度入学生)が**新学習指導要領に基づく充実した授業**を受けられるよう、関係の指導内容を前倒しして指導
- 全国の大学の90%で、**消費者問題に関する指導・啓発**を実施
- 消費者教育教材「**社会への扉**」等を活用した授業を、全国の高校の86%で実施(前年度67%)。同教材を活用した**教員用研修動画**の作成・周知。
- **法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を全国の高校2・3年生全員に配布(計350万部)
- **金融リテラシー教育**を延べ25,000人以上に実施

- 高校等において**新学習指導要領**(2022年4月～)に基づき**新しい科目(公共)**や**内容を充実した家庭科**において消費者被害の防止や救済に関する理解を深める教育などがなされるよう、**学校現場への更なる周知徹底**
- 大学に対して、**新入生ガイダンス**などにおける周知を含め、特に2022年度新たに成年となる学生に対する指導・啓発の徹底について改めて依頼し、あわせて**学内教職員等の消費者被害の防止に関する意識醸成**を図る
- 消費者教育教材「**社会への扉**」等を活用した授業を全国の高校で100%実施するよう、自治体への働き掛け、学校への出前講座等を実施
- 学校等の要請に応え、**法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を追加配布
- 新高校学習指導要領(2022年4月～)における金融教育の拡充を踏まえ、**成年年齢の引下げを含めた家庭科指導教材**を作成し、教員による授業や金融庁職員による出張授業で活用
- 成年年齢引下げに関するパンフレット等を**全国の学習塾においても配布**

- **新しい科目(公共)**や**内容を充実した家庭科の新しい教科書**により、一層教育が充実
- 大学において、特に新たに成年となる学生に対し、**消費者被害の防止に向けた指導等**を実施
- **実践的な消費者教育**が実施されるよう取組を継続。教員研修の更なる充実の促進
- **法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を全国の高校2年生全員に配布(約130万部)
- **消費者教育フェスタ**を実施し、教員等への授業の実践方法の共有等を通じて消費者教育の推進を図る
- 成年年齢引下げに関する**パンフレット等**を**全国の学習塾においても配布**

◆ 広報・啓発 —若者の注意を喚起するための「プッシュ型広報」—

- **成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」**を制作し、全国の高校・大学等に周知
- 動画「**1分でわかる成年年齢**」と解説資料を全国の高校・大学等に周知
- 消費者ホットライン「**188**」のバナー広告を掲出(Google等にバナーを1,000万回以上)
- イベント「**TGC teen 2021 Winter**」において消費者教育に関する啓発ステージを実施(約21万人視聴)
- ハンドブック「**これってあり?～まんが知って役立つ労働法Q&A～**」を全国の高校・大学等に配布(2020年度・2021年度に各1.2万カ所)

- **人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーン**を実施
 - ・**テレビCM**: 全国39局・2週間放映(東京・大阪で延べ視聴率約800%)
 - ・**Web動画**: YouTube・Instagram等、若年層・親世代向けに約4,000万imp
 - ・**交通広告**: Twitterで募集した新成人の決意を載せた大規模広告を渋谷駅に掲出
 - ・**インフルエンサーによるキャンペーンの拡散**(総フォロワー数100万人以上)
 - ・**週刊少年マガジン**(週刊発行部数約65万部): 4週にわたり、紙面に広告を掲載
 - ・**ポスター**: 全国の高校、大学、自治体等に3.1万部を配布
- **成年年齢引下げをテーマとするテレビ番組**を放映予定(日本テレビ)
- 動画「**1分でわかる成年年齢引下げ**」のインターネット広告を実施(インターネット広告を活用し、YouTube・Instagram・Twitterで計300万imp)
- 消費者ホットライン「**188**」を若者に広く知ってもらうための**参加型SNSキャンペーン**を実施
- 「**うんこドリル**」のキャラクターを活用した**ウェブコンテンツ**を作成し、過剰借入・ヤミ金利用について注意喚起

- 大規模キャンペーンの認知度、理解度等を検証
- 検証結果を踏まえ、リスクへの注意喚起を重点とした更なる広報を展開
- ハンドブック「**これってあり?～まんが知って役立つ労働法Q&A～**」を全国の高校・大学等に配布(毎年度1.2万カ所)
- 関係省庁において「**消費者相談ダイヤル**」を用意するなど、若年者からの相談対応を強化
- クレジットについて、**インフルエンサー**を起用したウェブコンテンツを展開

◆ 関係業界への働き掛け —若者との取引の相手方となる事業者へのアプローチ—

- 関係業界への自主的な取組を要請
 - ・貸金業協会において、アンケートを通じて把握した個社の取組の好事例を横展開。また、特設ウェブサイトで啓発を実施。
 - ・日本クレジット協会のアンケート結果を踏まえ、若年者への配慮・情報提供や過剰与信防止への取組を要請。若年者向け特設ウェブサイトにて啓発を実施(約25万アクセス)。
- 「**消費者教育全力**」キャンペーンに基づき、**約80の団体に周知広報**の取組を働き掛け
- 悪質事犯の未然防止等に向けた**特定商取引法等の改正**

- 全府省庁から、各所管業界に対し、**若年者への適切な配慮を要請**し、若年者との契約に当たった**留意事項を通知**
- 若年者の利用が多いサービス業界の関係団体等(※)と連携した**周知・啓発キャンペーン**を実施
 - ※貸金業協会、日本クレジット協会、全国銀行協会、求人メディア事業者等
 - ※貸金業協会において、金融トラブル事例や貸金業協会の特設ウェブサイトを紹介する**YouTube広告**を実施(約10万アクセス)
 - ※日本クレジット協会の若年者向け特設ウェブサイトにて啓発を実施(インターネット広告を活用し、約20万アクセス)
- 貸金業協会における**自主ガイドライン**(収入の状況を示す書類の確認等)の策定等を行う。クレジット事業者に対しては**過剰与信防止の更なる自主的な取組を要請**。過剰借入・与信防止の観点から、当局の**監督・検査**により遵守状況をモニタリング。
- 若年層を標的とした悪質な貸付け、利殖勧誘等に係る**事犯の取締り**

(別添2) 全国信用組合中央協会申し合わせ

成年年齢引下げを踏まえた信用組合による消費者向け貸付けに係る申し合わせ

令和4年2月25日
一般社団法人 全国信用組合中央協会

民法改正により、令和4年4月1日付で成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳と19歳の方(以下「若年者」という。)は、自らの意思で様々な契約を締結できるようになる。この成年年齢の引下げは、若年者の自己決定権を尊重するものであり、社会参加の促進につながるものとして期待されている。

一方で、若年者は、一般的に金融取引を含む社会経験が少なく、また、今回の民法改正によりこれまで認められていた未成年者取消権を行使することができなくなるため、若年者に対してカードローン等を提供する場合には、十分な配慮が必要である。

こうした中、政府においては、令和4年1月7日に成年年齢引下げに関する関係閣僚会合(構成員:内閣総理大臣、金融担当大臣等)が開催され、若年者の消費者被害等を防止するための主な施策が報告された。

かかる状況を踏まえ、本会は若年者が過大な債務を負うことがないように、若年者に対する消費者向け貸付けについて、下記の通り申し合わせる。

会員信用組合においては、金融仲介機能を担う信用組合の社会的使命を改めて認識し、地域や特性に鑑みた上で、引き続き健全な消費者金融市場の形成に資するよう積極的に努めていくこととする。

記

1. 配慮に欠けた広告・宣伝の抑制

会員信用組合は、消費者向け貸付けに関して、ことさら若年者を対象にした広告・宣伝等を行わないよう努めること。

特に、今般の成年年齢引下げにより親権者の同意なしにカードローンを利用できるようになることを強調するなど、配慮に欠けた表示等を行わないよう努めること。

また、広告・宣伝においては、引き続き、お客さまの過剰な借り入れに対して注意喚起を行っていく等、多重債務の発生抑制にも努めることとする。

2. 健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備

会員信用組合は、引き続き、利用者利便と顧客保護の両面に十分配慮しつつ、若年者への貸付けに際しては、過剰な借入れとならないよう、特に以下の点に留意する。

- (1) 貸付け額にかかわらず、収入の状況を示す書類により、収入状況や返済能力を正確に把握することに努めること。

なお、貸金業法における総量規制（年収に対する借入れ額の比率を 1/3 以内に制限する規制）の効果として多重債務の発生が一定程度に抑制されている状況等を踏まえ、同規制を意識した審査態勢等の構築に努めてきたところであるが、若年者は一般的に収入が少ない、あるいは不安定である場合も多いと考えられることから、同規制をより意識した審査態勢等を構築し、厳格に運用するよう努めることとする。

（注）貸金業法および同法施行規則では、住宅ローン等が総量規制の適用除外とされているほか、医療費や緊急資金等が同規制の例外として位置付けられている点に留意する。

- (2) 資金使途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等にかかわっていないか等の注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には、若年者本人へのヒアリングを実施するなど、慎重な対応を行うよう努めることとする。

以 上